

平成23年度事業計画

I 平成23年度事業目標

岐阜県司法書士会は、当会会員が「市民の身近な法律家」であることを自覚し、会則第3条（事業）第20号に定める「国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項」を推進目標として設定し、司法書士としての社会的責任を果たすため、次の5つの視点を中心に具体的事業を展開する。

II 5つの視点

- 1 法的サービスの向上
- 2 執務改善（倫理遵守及び品位保持の徹底）
- 3 法改正への対応
- 4 業務の拡充
- 5 災害対応

〔重点事業及びその具体的内容〕

1 法的サービス向上のための事業

- (1) 司法書士総合相談センターの事業推進

利用者のための相談窓口の充実を図り相談センター事業の推進を継続して行う。

- (2) 相談技術の向上

悩みや問題を抱えて司法書士を頼る依頼者との信頼関係を構築・維持するための相談技術の向上に役立つ研修を行う。

- (3) パブリシティ広報の活用

従来の広報媒体に加え、市町村広報紙などメディアへの情報発信を積極的に展開する。

- (4) 司法書士ADR実現に向けての対応

「司法書士会調停センター」実施に向けて、継続的な調停手続実施者確保のための施策の展開と運用のための環境整備を継続して行う。

- (5) 民事法律扶助制度の活用推進

民事法律扶助の啓蒙と活用を推進するためのあらゆる施策を展開する。

- (6) 消費者問題への対応

行政、消費者団体との連携や消費者問題に関する情報の提供を行う。

2 執務改善に関する事業

成年後見業務、債務整理業務に関する事件報道等により司法書士、司法書士の制度に

対する信頼が失墜している。この信頼を回復し、職業倫理を確立するため下記に掲げる研修や情報提供、規則等の整備を行う。

- (1) 司法書士倫理遵守の徹底と品位保持に関する諸規則の整備
- (2) 苦情、綱紀案件に対する諸規則等の整備
- (3) 債務整理業務の適正化

3 法改正に対応した事業

- (1) 司法書士法改正に向けての対応

平成22年度に承認された司法書士法改正大綱を契機として、具体的な司法書士法改正を推進・具体化に対応するため、対策部等への参加・説明会等の情報提供や担当役員等の派遣を行う。

- (2) 民事法改正の対応

債権法改正に対応するため、研修会・説明会等の情報提供や担当役員等の派遣を行う。

- (3) 関連諸法改正の対応

必要に応じ、担当役員等を派遣し、会員に対し情報提供を行う。

4 業務拡充に関する事業

- (1) 研修事業の充実（リーガルサポート、青年会等との連携協調の強化、支部研修事業との連携）

多様化した司法書士業務の中で、絶えず専門性を高める必要がある研修事業の充実を図るため、リーガルサポート、青年会、支部との連携を強化し、日司連研修事業等の速やかな情報提供を行う。

- (2) 相続・遺言事件、後見業務、財産管理業務等の専門性向上

高齢化社会に伴い、相続・遺言事件の需要が高まっており、後見業務についても、成年後見人等の業務を司法書士が行っているとの社会的認知度は高い水準で定着している。次期司法書士法改正の中でも家事事件の権限拡大が計られる中、司法書士の専門性をより向上させるべく事業を展開する。

5 災害対応に関する事業

東日本大震災に対する司法書士の具体的対応に関する情報の収集及び被災者に対する支援活動を行う。